

令和8年度大規模商談会出展支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度大規模商談会出展支援業務委託

2 事業目的

国内の大規模商談会『スーパーマーケット・トレードショー2027』（以下「SMTS2027」という。）に「茨城県ブース」を設置し、県内生産者・事業者の出展を支援する。

全国のバイヤー等への営業・商談を通じて、本県農産物・加工品の新たな販路開拓を推進する。

3 業務実施期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の内容

SMTS2027（令和9年2月17日（水）～19日（金）開催）における「茨城県ブース」の設置及び企画立案を実施する。

「茨城県ブース」への出展事業者についても、併せて以下の業務（（2）及び（6）の業務を除く。）を行い、必要経費については出展事業者との間で精算すること。

（1）主催者（一般社団法人全国スーパーマーケット協会）及び出展事業者との連絡調整（出展者説明会、試食品・電気・使用機材等の申込み取りまとめ等）を行うこと。

（2）出展事業者の募集

出展事業者を広く募集し、取りまとめて県へ報告するとともに、決定した出展事業者あて通知すること。

（3）SMTS2027出展に向けた事前マッチング等

出展事業者とバイヤー等との間で事前マッチングの機会を設ける等、SMTS2027当日の商談が円滑に行われるよう工夫すること。

（4）SMTS2027会場における「茨城県ブース」の企画・運営（設営・撤去含む）

ア 出展小間数（想定）：15小間

※1小間当たり概ね2事業者程度を配置する。

※出展事業者の出展料金負担は1事業者（1区画）当たり85,000円（税込）とし、

各出展事業者から徴収の上、県が負担する出展料金と併せて期日までに主催者に支払うこと。

イ 設営内容：床面カーペット、看板、骨組、展示台、社名板（商品の写真入り）、スポットライト、共用ストックヤード（冷蔵庫、冷凍庫、シンクを設置）、その他装飾一式、ごみ集積処理、感染症対策（消毒液の設置、各出展事業者の展示台にアクリル板等の設置、その他感染状況に応じて必要と認められるもの）

※茨城県として統一感のあるものにするとともに、茨城県らしさが表現でき、高い集客が得られるような効果的な装飾・ブース配置等を企画立案すること。

※主催者が定める規程を遵守すること。

ウ 保守管理：開催期間中にブースの故障・破損等があった場合には、速やかに補修等対応すること。

エ 設営場所：会場内の配置については、別途主催者からの指示によること。

(5) 商談用パンフレットの作成

- ア 掲載内容：事業者名、事業者所在地、連絡先、商品名、商品写真、商品説明等
※掲載内容については、必要に応じて掲載希望事業者と連絡調整を行うこと。
- イ 掲載商品数：約 30 アイテム
- ウ 作成部数：2,000 部

(6) ノベルティグッズの作成

- ア 掲載事項：「茨城をたべよう」ロゴマーク
- イ 物品及び作成数量：クリアファイル 2,000 枚

(7) SMT S 2027 出展事業者に対する出展成果についての調査

- ア 調査内容：SMT S 2027 に係る各出展事業者にアンケート調査を実施
(各出展者の成約額を必ず聞き取ること)
- イ 調査項目：名刺交換枚数、商談件数、商談成立件数、成約金額、サンプル請求数、商談成立企業業種等
- ウ 調査期間：会期中及び会期終了後 1 か月後までの計 2 回

5 委託業務完了時に提出する成果品

- (1) 委託業務実績報告書（以下の事項を記載すること） 1 部
 - ・本業務で実施したフェア等の販売実績及び写真
 - ・フェア等の開催や SNS 等を活用した情報発信などによる効果
- (2) 本業務で作成したノベルティ、PR 資材等のデザインデータ
- (3) 試食やサンプル提供等、本業務において購入した物品等について購入を証する書類（領収書、納品書等）の写し
- (4) 上記のデータ（提出方法については県が別途指示する。）
(Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。)

6 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとする。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度県と協議のうえ、その指示に従い作業を進めること。
また、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められるものとする。
なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (2) 月に 1 回程度事業の進捗状況を報告すること。また、定期的に県と打合せを行うなど情報の共有を図ること。また、必要に応じて県の関係機関と連携をとること。
- (3) 本事業で発生した制作物等の著作権は県に帰属する。
- (4) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (5) 令和 8 年度以降の事業について、令和 8 年度と異なる受託者による運営又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、調査を行った企業や産地の担当者・連絡先、令和 8 年度までの継続した取組状況等事業に関わるすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力すること。